

大学共同利用機関高エネルギー加速器研究機構
来訪研究員受入規則

〔平成 25 年 2 月 18 日〕
規 則 第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱
規程（平成 16 年規程第 90 号）第 2 条第 8 号に規定する来訪研究員の受入に関し、必
要な事項を定める。

(申請)

第 2 条 来訪研究員としての受入れを希望する者は、受入申請書を機構の所長又は施設長
（以下「所長等」という。）に提出しなければならない。

(受入許可)

第 3 条 所長等は、前条の申請があったときは、適当と認める者について、受入れを許可
するものとする。

(受入期間)

第 4 条 来訪研究員の受入期間は、1 年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年
度を超えることはできない。ただし、所長等が必要と認めるときは、次年度以降受入れ
を更新することができるものとする。

(登録)

第 5 条 受入れを許可された来訪研究員は、別に定める手続きにより「ユーザー登録」を
行わなければならない。

2 前項により登録した事項に変更が生じた場合、来訪研究員は、その都度変更登録しな
ければならない。

(登録の抹消)

第 6 条 来訪研究員が研究等に従事しなくなるときは、別に定める手続きにより登録の抹
消の届け出をしなければならない。ただし、受入れを許可された期間が終了するとき
は、この限りではない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、来訪研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に受け入れた来訪研究員に係る受入期間については、なお従前の例による。